

別表（第3条関係）

	添付書類	該当する書類
1	伐採及び伐採後の造林の届出書 （様式第1号） チェックリスト（様式第2号（必須）） ※伐採届出者が作成し、提出すること。	【チェック項目】 ①届出を要する森林か否か ②森林整備事業委託の有無 ③伐採の目的 ④届出者の有する伐採及び伐採後の造林に関する権原の確認 ⑤記載漏れの確認 ⑥川南町森林整備計画に記載されている事項 ⑦添付書類 ⑧注意事項
2	森林の位置図及び区域図（必須）	位置図、公図、固定資産税地番参考図、森林簿、森林計画図 ※区域図により森林の位置を特定できる場合には、位置図と区域図を兼ねることができる。
3	主伐の場合には、搬出経路等を示した図面（必須）	搬出計画図（別図1参照） ※森林の位置図及び区域図に林道、作業道搬出道及び土場等を明記できる場合は、提出を省略できる。
4	届出者の確認書類（必須）	・法人（登記事項証明書、法人番号が記載された書類） ・法人でない団体（代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類等）。 ・個人（住民票、マイナンバーカード、運転免許証等）
5	他法令の許認可の確認書類（必須） （他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合）	申請中（又は申請前）の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日（又は申請予定時期）を記載した書類とし、様式は任意。 既に処分があったものについては、当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写し。
6	土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含み、森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原の確認書類）（必須）	土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書等、権限に関する状況を記載した書面（口頭契約時等）等

7	伐採の権原の確認書類（必須） （届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合）	立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、伐採権原に関する状況を記載した書面（口頭契約時等）等
8	隣接森林との境界確認に関する確認書類（必須）	境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、現地立会写真等。 届出者が国や地方公共団体、独立行政法人である場合、また、誓約書等の添付により伐採開始時まで境界確認を行うことを明らかにした場合は省略できる。ただし、届出者が伐採に係る指導等を受けていた場合（他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む。）は省略できない。 （※ 1 、※ 2 ）
9	地元や関係団体、関係施設管理者との協議 ・地元自治会 ・土地改良区、水利組合、施設管理者等	協議書、承諾書等
10	その他、町長が必要と認める書類	誓約書

※1 指導等とは、市町村から立木の伐採に係る、文書による指導、勧告又は命令とし、口頭のみでの指導は対象外。

※2 指導等を受けていた場合の対象期間は、伐採等届出受理日から過去3年とする。